

# 令和5年第8回加賀市農業委員会定例総会

令和5年8月25日(金)

開会（午後1時24分）	
事務局（宮下）	<p>ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。これより令和5年第8回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名のうち13名の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち8名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を17日に、嶋崎委員、平田委員、事務局職員2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和5年第8回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>11番 新保委員、12番 中池委員を指名します。</p>
議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>

事務局（橋本）	<p>説明させていただきます。</p> <p>議案第 27 号 [REDACTED] から農地法第 3 条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は 1 件です。</p> <p>整理番号 1 番は、[REDACTED] の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は 66 a です。譲受人は野菜や果樹を主に農業を経営しており、自宅や耕作地に近い農地を取得するものです。この農地は譲受人が耕作しており、隣接する農地も譲受人が所有及び管理をしていることから譲渡することにしたものです。</p> <p>以上、この案件は資料 2 の調査書の通り農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

**議案第 28 号 農用地利用集積計画（案）の決定について**

議長（中村会長）	<p>それでは、議案 第 28 号 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局から説明してください。</p>
事務局（中島）	<p>加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。</p> <p>今月の申請は利用権の移転が 12 件 31 筆、更新は 4 件 16 筆うち 1 筆の移転分 4,994 m<sup>2</sup>を含んでおり、面積の総</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>合計は 89,086 m<sup>2</sup>となる集積計画案です。</p> <p>整理番号1番の1から12については、平成29年8月から令和9年7月迄の10年間の契約です。土地の所有者である [ ] から同町の [ ] さんに貸していた土地を、息子さんである [ ] さんに経営移譲（移転）するものです。</p> <p>以上この5件については、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており、適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第28号農用地利用集積計画（案）の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p><b>議案第29号 農地転用許可後の事業計画変更申請について</b></p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>嶋崎委員</p>	<p>次に、議案第29号農地転用許可後の事業計画変更申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、嶋崎委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは報告します。去る8月17日に私と平田委員、事務局職員2名、計4名で現地確認調査を行いました。</p> <p>整理番号1番の転用目的は事務所及び貸店舗建設です。生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>整理番号2番は議案第31号の整理番号3番と同時に申</p>

<p>議長（中村会長） 事務局（橋本）</p>	<p>請があったものです。整理番号2番の転用目的は駐車場及び資材置場建設です。雨水は道路側溝に流す計画です。周辺の農地に特段影響はないと認めました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>説明させていただきます。</p> <p>1番は [REDACTED] にあり、転用目的を変更するものです。事業者は不動産業を営んでおり、アパートを建設する目的で令和5年6月に5条許可を受けましたが、その計画を変更し事務所及び貸店舗を建設するものです。申請地は準住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>2番は当初の事業者と転用目的が変更になったため、許可後の事業計画変更申請と5条許可申請があったものです。議案第31号農地法5条許可申請の3番と併せて説明いたします。申請地は [REDACTED] にあり、田、面積413㎡、転用目的は駐車場及び資材置場建設です。当初の事業者は自己住宅を建設する目的で、昭和52年7月に5条許可を得ましたが、他市で事業を営み居住していたことから計画を断念し、この度、新規事業者に申請地を譲渡すものです。新規事業者は建築業を営んでおり、申請地を購入して駐車場及び資材置場を建設するものです。申請地は四方が宅地等に囲まれている宅地化進行区域にあるため、住居連たんになり第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>なければ、これより採決に入ります。</p>

議長（中村会長）	<p>議案 第 29 号農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<b>議案第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</b>	
議長（中村会長）	<p>次に、議案 第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、嶋崎委員から報告をお願いします。</p>
嶋崎委員	<p>それでは報告します。</p> <p>整理番号 1 番の転用目的は自己住宅建設です。1 番は既に住宅が建設されていました。隣地境界には既存の擁壁があり、生活排水は下水道に接続し雨水は道路側溝に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p>
事務局（橋本）	<p>説明させていただきます。</p> <p>1 番は [REDACTED] にあり、畑、面積 335 m<sup>2</sup>、転用目的は自己住宅建設です。この案件は昭和 42 年ごろに自己住宅を建設したもので、申請者には成年後見人がついており建設の経緯は不明です。申請地は商業地域にあるため第 3 種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第 30 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p>

議長（中村会長）	<p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<b>議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</b>	
議長（中村会長）  嶋崎委員	<p>次に、議案 第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っていますので、嶋崎委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号 1 番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界に擁壁を設置して、雨水は道路側溝に流す計画です。</p> <p>2 番の転用目的は墓地及び駐車場建設です。2 番は既に墓地が建設されていました。雨水は水路に流す計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>3 番は議案第 29 号で報告したとおりです。</p> <p>4 番の転用目的は資材置場建設です。雨水は浸透させる計画です。</p> <p>5 番の転用目的は敷地拡張です。5 番は既に敷地拡張されていました。隣地境界には既存の擁壁があり、雨水は浸透させる計画です。譲渡人からは始末書が提出されています。</p> <p>6 番の転用目的は駐車場建設です。雨水は砂利舗装で浸透させる計画です。</p> <p>以上 6 件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（橋本）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>説明させていただきます。</p> <p>1 番は [ ] にあり、田、面積 181 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場建設です。譲受人は [ ] を営んでおり、</p>

隣接地である申請地を購入して駐車場を建設するものです。申請地は農地の拡がりか 10ha 以上の農地の一部であることから第1種農地と判断されますが、既存施設の面積 1/2 以内の拡張であるため、許可相当に該当するものと考えます。

2番は [REDACTED] にあり、畑、面積 304 m<sup>2</sup>、転用目的は墓地及び駐車場建設です。この案件は町内の墓地の隣接地であり、所有者の親族の要望で申請地の一角にお墓を一基建設してしまったものです。譲受人は町内の墓地と専用の駐車場が不足していることから、申請地を贈与され墓地及び駐車場を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。

3番は議案第29号で説明した通りです。

4番は [REDACTED] にあり、田、面積 106 m<sup>2</sup>、転用目的は敷地拡張です。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を購入して庭や資材置場を兼ねて敷地拡張するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、既存施設の面積 523 m<sup>2</sup> 以内の拡張であるため許可相当に該当するものと考えます。

5番は [REDACTED] にあり、田、面積 66 m<sup>2</sup>、転用目的は敷地拡張です。この案件は、住宅を新築する際に境界の位置を誤認してしまい、庭を建設してしまったものです。譲受人は隣接地に居住しており、申請地を贈与され庭として敷地拡張するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、既存施設の面積 343.97 m<sup>2</sup> 以内の拡張であるため、

	<p>許可相当に該当するものと考えます。</p> <p>6番は [REDACTED] にあり、田、2筆、面積計812㎡、転用目的は駐車場建設で、令和5年10月から令和6年12月末まで一時転用するものです。借受人は [REDACTED] を営んでおり、 [REDACTED] のため、申請地を賃貸借して必要となる駐車場を確保するものです。申請地は商業地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p>
事務局（橋本）	<p>2番の案件ですが、環境課に許可を取りましたか。</p> <p>環境課で申請が受理されたら、その受理印のある書類と一緒に転用申請を提出できます。</p>
大家職務代理 事務局（橋本）	<p>環境課が受理後、許可を出さなかったらどうしますか。</p> <p>石川県では環境課で申請受理された時点で、転用申請ができるとなっていますので、環境課に確認を取りながら進めていきたいと思います。</p>
幸前委員 事務局（橋本）	<p>墓地として認めない条件はありますか。</p> <p>環境課が判断することなので、分かりません。</p>
議長（中村会長）	<p>転用許可が下りたら、その後の状況を知らせてください。</p>
事務局（橋本）	<p>了解しました。</p>
議長（中村会長）	<p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第31号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	<p>全会一致により、適切と認めます。</p>

**報告第 16 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について**

議長（中村会長）	次に、報告第 16 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。 （委員からの報告なし）
議長（中村会長）	なければ、その他事務連絡について事務局から報告してください。

**事務連絡**

事務局(宮下)	その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明 （活動実績等を報告）
議長（大家職務代理）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和 5 年第 8 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

**閉会（午後 2 時 5 分）**